

### 権利変換に向け、地権者及び借家人の皆様と個別面談を行っています。

6月26日、組合の平成27年度通常総会にて「従前資産評価基準」、「補償基準」、「家賃欠収・事前転出・先行仮移転等に関する要綱」などが議決されました。

これを踏まえ、権利変換計画のとりまとめに向け、事業コンサルタントと事務局とで、権利者および借家人の皆様に対し、順次7月より個別面談を実施しております。

地権者の皆様には、現時点での事業の進捗状況を説明すると共に、従前資産評価額（概算）等を提示し、権利変換の具体的なご希望を伺います。

借家人の皆様には、補償費（概算）等を提示し、必要となる手続きや書類などについてご説明しています。

また、権利変換の手続きとして、転出を希望される地権者には「金銭給付希望申出書」を、同じく転出を希望される借家人には「借家権消滅希望申出書」を提出して頂くこととなります。

手続きが必要な方には、個別面談にてご説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（なお、上記書類の提出期間は9月18日（金）～10月17日（土）です）

8月末現在、約41名の方々の個別面談を実施いたしました。まだ面談されていない方には、改めてご協力の程お願い申し上げます。

まだ個別面談を実施していらっしゃらない皆様、ご協力よろしくお願いいたします。



### 事業コンサル（都市設計連合）の現地事務所を開設いたしました。

地区の近くに新たに事業コンサルタントの現地事務所を開設致しました。ぜひお気軽にお立ち寄り下さい。

また、個人面談などをこちらで行うことも可能です。ご希望の際はお申し付け下さい。

〒211-0063  
川崎市中原区小杉町3丁目428  
小杉山協ビル301  
電話：044-299-6405  
FAX：044-299-6407



小杉山協ビル入口



※尚、組合事務局は従来通り下記の場所にあります。事務局員が常駐しておりますので、何なりとお問い合わせください。

小杉町3丁目東地区市街地再開発組合事務局（担当 岩本・渡辺・芦高・狩野）  
住所：川崎市中原区新丸子東1丁目835-5 KAHALA EAST2 201号  
電話：044-948-8482 組合ホームページ：http://www.kosugi3e.jp